一　地域再生計画の作成主体の名称　諫早市
二　地域再生計画の名称　「自然と調和するまち・諫早」水辺再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　諫早市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところにより、地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県並びに上益城郡益城町及び甲佐町
二　地域再生計画の名称　都市と農村をつなぐ地域活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県上益城郡御船町、益城町及び甲佐町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百四十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　大分県
二　地域再生計画の名称　安全で快適な漁業活動を支えるみなとづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　中津市及び豊後高田市の区域の一部（高田港及び今津漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百六十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県及び宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町
二　地域再生計画の名称　「人と自然が調和し大自然を次代に伝える」まちづくり再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県及び宮崎県西臼杵郡高千穂町
二　地域再生計画の名称　しぜん・感動・体感「日本のふるさと」高千穂づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県西臼杵郡高千穂町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県及び宮崎県西臼杵郡日之影町
二　地域再生計画の名称　「癒しの町　日之影」まちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県西臼杵郡日之影町の全域及び高千穂町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百六十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県及び宮崎県東臼杵郡椎葉村
二　地域再生計画の名称　自然と共存する快適なむらづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県東臼杵郡椎葉村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百四十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県及び南さつま市
二　地域再生計画の名称　地域の特産物を活かし都市と農村が共生できる街づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　南さつま市及び南九州市の区域の一部（旧加世田市、旧笠沙町、旧大浦町、旧川辺町及び旧金峰町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県及び薩摩川内市
二　地域再生計画の名称　地域力を発揮し活力を創出する薩摩川内・飯港づくり
三　地域再生計画の区域の範囲　薩摩川内市の区域の一部（里港、長浜港、平良漁港及び唐浜漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）